

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整備に関する政令案について

1. 背景

第169回国会において、安定的な海上輸送の確保を図るために必要な日本船舶の確保並びに船員の育成及び確保を計画的に行うための措置を講じる「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律」（平成20年6月6日法律第53号。以下「改正法」という。）が制定されたところである。

今般、改正法を施行するに当たり、海上運送法に規定する国土交通大臣の職権のうち地方運輸局長も行うことのできるものの範囲について定める等関係政令について規定の整備等を行う。

2. 概要

(1) 海上運送法施行令の一部改正

日本船舶・船員確保計画の認定を受けた事業者に対する報告徴収・立入検査に関する職権について、国土交通大臣とともに地方運輸局長も行うことができることとする。

(2) 交通政策審議会令の一部改正

改正法において、交通政策審議会の新たな事務として、

- ・日本船舶及び船員の確保に関する基本方針の策定・変更に係る調査審議
- ・船員派遣事業の許可に係る日本船舶・船員確保計画の認定を行う場合の調査審議

を追加していることから、同審議会に置かれている分科会に当該事務を分掌させるため、海事分科会の所掌事務に、上記事務を追加することとする。

(3) その他

その他関係政令について所要の規定の整備等を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布 : 平成20年7月上旬

施 行 : 平成20年7月中旬（ただし、本則第4条（船員職業安定法施行令の一部改正）の規定は、平成21年4月1日）